

令和４年度 第２回府中市環境審議会会議録（要旨）

令和４年７月２９日（金）

午後６時００分から午後１０時００分まで

府中市役所北庁舎３階第５・第６会議室

■出席委員（１８名）

榎本弘行委員（会長）、表伸一郎委員（副会長）、山田義夫委員、安部貞司委員、栗原昭良委員、嶋原國夫委員、吉武考三郎委員、高野茂久委員、小西信生委員、吉川正人委員、金子弥生委員、澤佳成委員、平崎崇史委員、青山一彦委員、三浦健仁委員、河村幸子委員、金本敦志委員、山村憲太郎委員

■欠席委員（２名）

成瀬こずえ委員、江島大介委員

■事務局

新藤生活環境部長

環境政策課：田中課長、田口副主幹、扇山課長補佐、谷口、越智

自然保護係：白木係長、中澤

■傍聴者

なし

１ 開会

２ 報告

（１）第１回府中市環境審議会のご意見一覧について

（２）第１回及び２回地球温暖化対策部会及び生物多様性地域戦略部会について

（３）環境審議会日程の修正について

３ 議題

第３次府中市環境基本計画（案）について

４ その他

５ 閉会

■配布資料

次第

資料１ 令和４年度第１回府中市環境審議会のご意見一覧について

資料２ 環境審議会日程の修正について

資料３ ご議論いただきたい主なポイント

資料４ 第３次府中市環境基本計画（案）

資料４（別紙） 基本方針２重点プロジェクト案（武蔵台緑地生物多様性保全プロジェクト）

資料 5 府中市環境行動指針

資料 6 令和 4 年度第 2 回環境審議会事前送付資料へのご意見について

資料 7 令和 4 年度第 1 回・第 2 回地球温暖化対策部会報告

資料 8 令和 4 年度第 1 回・第 2 回生物多様性地域戦略部会報告

別紙資料 小西委員意見別紙

■ 会議録（要旨）

【事務局】

定刻を少し過ぎましたが、ただいまから、令和４年度第２回府中市環境審議会を開催させていただきます。

皆様、本日は大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議につきましても、会場とウェブ会議システムを併用しての開催とさせていただきます。

ウェブ会議でご参加いただく方へ、改めてのお願いとはなりますが、注意事項をご説明いたします。

１点目に、音声の混線を避けるため、発言されるときを除き、音声についてはミュート状態にしてください。

２点目に、ビデオについては通信環境の確保のため、オフとしてください。

３点目に、発言をする際は、ミュートボタンをオフにし、氏名を名乗っていただき、会長又は事務局より指名がございましたら、その後ご発言ください。

また、ウェブからご参加されている委員の方に発言者が分かるよう、マイクを渡す前に事務局から委員のお名前を紹介させていただきますので、それに従ってご発言をお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、お手元にお配りさせていただきました資料の確認をさせていただきます。

（配布資料の説明）

以上の資料を配布させていただきましたが、過不足等はありませんでしょうか。

また、本日お配りしておりませんが、５月１６日に実施した第１回環境審議会本会の会議録を先日皆様にご送付させていただきました。特にご指摘等はいただいておりますが、問題がなければ、府中市環境審議会規則第５条第４項に基づき情報公開室やホームページで公開したいと存じますが、いかがでしょうか。

なお、公開に際しましては、皆様のお名前は伏せさせていただきます。

（異議なしの声あり）

それでは、異議なしとのことですので、第１回環境審議会本会会議録につきましては、了承とし、今後ホームページ等で公開してまいります。

また、本日の会議は、成瀬委員、江島委員の２名から欠席のご連絡をいただいております。

また、ウェブ参加の三浦委員につきましては、まだ参加されておられませんので、確認をとっている状況です。金子委員につきましても、ウェブ参加となっておりますが、通信環境の関係で少し遅れるというご連絡をいただいております。

ここからの審議につきましては、榎本会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

これから先は私が議事を進行させていただきます。

議論に入る前に委員の皆様申し上げます。新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、発言は5分程度で簡潔明瞭を心掛け、会議に要する時間の短縮にご協力くださいますようお願いいたします。また、本日の審議会は2時間を目安としていますが、会場は2時間を超えて確保しておりますので、時間をかけて十分な議論を行いたいと思います。このあと予定のある方は途中で退出することもできます。おっしゃっていただければと思います。

また、会議も大詰めとなっていることから、委員の皆様幅広くご意見を頂戴したいと思いますので、改めて審議の進行にご協力をお願いいたします。

初めに、傍聴人について委員の皆様にお諮りします。府中市情報公開条例に基づき原則公開となっております。傍聴人はいますか。

【事務局】

本日、傍聴人はいません。

【会長】

それでは、次第に従って進めてまいります。まず、「2 報告」は3点あります。「(1) 第1回府中市環境審議会のご意見一覧について」事務局から報告をお願いいたします。

(資料1を説明)

【会長】

事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

【委員】

一つだけ確認させてください。対応方針のところへ「修正します」と書いていただいているものは、前回の本会議で出ている意見は全て修正済みだが、部会で出た意見はまだ修正されていない、という意味ですね。

【事務局】

おっしゃるとおりです。

【会長】

事務局から説明がありましたが、ほかにありますか。

それでは、次に進ませていただきます。続いて、「2 報告」「(2) 第1回及び2回地球温暖化対策部会及び生物多様性地域戦略部会について」、両部会から報告をお願いします。

地球温暖化部会から報告を行っていただきます。報告は部会長からお願いいたします。

(資料 7 を説明)

【会長】

続いて、生物多様性地域戦略部会からの報告を部会長からお願いしたいと思いますが、まだウェブに入っていないということですので、事務局から報告をお願いいたします。

(資料 8 を説明)

【会長】

部会長、事務局、ご報告をありがとうございました。部会から幾つか意見が出されていますので、可能な限り今後の審議会に反映させていただければと思います。

続いて、「 2 報告」「(3) 環境審議会日程の修正について」事務局より説明をお願いいたします。

(資料 2 を説明)

【会長】

この点について何か質問等ありますか。

【委員】

答申の日は会長から高野市長に渡すセレモニーだということになれば、実質的な審議は今日が最後になりませんか。今はそのレベルまで煮詰まっているとは到底思えませんし、8月に開く部会の調整も発生しそうですから、状況によっては9月の答申は難しいのではないかという印象を持っています。

【事務局】

9月の審議会で最終的な審議を行い、答申は別日で行う予定です。

【委員】

それでしたら、日程表の9月に「第3次環境基本計画(答申)」とあるのは削除したほうがいいですね。

では、実際に市長に答申を手渡すのはいつですか。

【事務局】

まだ決定しておりません。

【委員】

実際には、この審議会で作ったものを庁内の会議にかけて、そこで調整を経たものを

最終的なものにするわけですから、それなりの時間が必要になるかと思います。両部会でさらに意見が出て調整があれば、場合によっては審議会の回数が増えるのではないかと考えていますが、変更する可能性があると考えてよいですか。

【会長】

9月の審議会では今日のような実質的な議論を行うと想定していますが、事務局はどう考えていますか。

【事務局】

会長のおっしゃるとおり、9月は実質的な審議をしたいと考えております。本審議会のあとにも地球温暖化対策部会と生物多様性地域戦略部会がございますので、部会の内容に加えて全体的な内容についてもご審議できるかたちで対応していきたいと考えております。

【委員】

本日の第3次環境基本計画（案）には、まだ前回議論した基本方針1、基本方針2の内容が盛り込まれていないわけですが、庁議には何をかけたいので9月の時点でここまでまとめたい、というような流れを教えてほしいと思います。ネットワークで説明してもらえば分かりやすいと思います。

また、日程表に赤字で書き込まれているのは何と関係しているのでしょうか。

【事務局】

庁議にかけるとというのは、環境基本計画は素案をパブリックコメント手続きを経て策定するという流れになりますので、事前に議会の議員さんに報告する、その前段階として庁内でオーソライズするといったところでの庁議ということになりますので、庁議にかけますのは、あくまでも環境基本計画の素案になります。

時期は定まっておりますが、部会を経たうえで庁議に最終案をかけるという流れになります。

【委員】

庁議は10月と1月がありますが、どちらですか。

【事務局】

1月は、パブリックコメント手続きを経たうえで計画として策定をする内容について、議会の議員さんに報告をさせていただく。10月は事前の庁内の報告という流れになっています。

【委員】

10月と1月に記載されているものは、今我々が進めているものとは関係がないものですか。手続きは手続きとしてやらなければならないことは十分に分かっていますが、

6 か月も庁内の話や議会の話を進めているよりも、むしろ審議会で審議する内容とリンクさせていくべきではないか。もっと内容を詰めるべきではないかと思います。

【事務局】

この審議会以外に広く市民の方に意見を求めたいということで、パブリックコメント手続きを経るというかたちをとらせていただいています。そういった手続きに進むためにも多少の時間がかかるということです。できるだけ審議の時間に費やしたいという思いはございますけれども、手続きにはある程度時間が必要となりますので、ご理解いただければと思います。

なお、11月の審議会の内容につきましては、計画策定とはまた別のもので、現第2次環境基本計画の進捗状況についてお諮りするものです。昨年度は環境基本計画（案）の検討と併せて行いましたが、今年度は計画の審議をできるだけ充実して行えるように分けさせていただきました。

【委員】

しつこくて申し訳ありません。赤字で書かれていた理由は説明していただいたので理解しましたが、例えば11月に計画策定の委員会を開いて、協議会とか議会の報告を聞いて審議したほうが連携ができてよいのではないかと思います。なぜ切り離さなければいけないのか分かりません。いずれにしても、庁内の話や議会の話に6か月もかけている間になぜ審議会をやらないのかというのが私の思いです。

【事務局】

時期がうまくリンクするかどうか分かりませんが、日程によっては11月の審議会の中で、庁議や委員協議会で出た意見について報告することはできるかと思います。

【委員】

委員のご発言は、昨年春から審議が始まっているのに、実際に中身について議論ができるようになったのは5月、6月ぐらいで、9月には議論が終わってしまいますし、これからも意見は出ると思いますので、それらの意見を取り込めないままに、皆さんが一生懸命参画しようとしているのに不完全燃焼で終わることを懸念していらっしゃるのだと思います。特に、庁議と並行して事務局レベルでも環境基本計画を練り上げていただきたいと思います。

建設環境委員協議会は、11月には議会が開催されていませんから閉会中審査のようなイメージで考えていいのでしょうか。

【事務局】

建設環境委員協議会は議会とは別で、議員さんに報告するようなことについて対応しているものです。

【委員】

議会閉会中に報告会を行う程度の話ですが、実際には１２月の議会でも報告する予定ですか。

【事務局】

議会の報告はございません。

【委員】

ということは、３月議会ですか。

【事務局】

議会の報告はございません。

【委員】

議会への報告は一切やらないで、そのまま出してしまうということですね。分かりました。

【会長】

先に進ませていただきます。

続いて、「３ 議題」に進みます。「第３次府中市環境基本計画（案）について」議論を進めていこうと思います。今までと同様に、議論の主なポイントをある程度絞って、丁寧に議論を行っていこうと思います。同時に事前送付資料に対するご意見も紹介していただければと思います。

まずは、主な議論ポイントについて、事務局から説明をお願いいたします。

（資料３を説明）

【会長】

主なポイントごとに議論を進めてまいります。ポイント「（１）第４章施策の展開及び第５章重点プロジェクトの内容について」議論していきたいと思います。

これについては、基本方針ごとに議論していきたいと思いますが、基本方針１、２については、それぞれの部会で詳しく議論が行われておりますので、先にそれ以外の基本方針３から審議を行っていきたいと思います。基本方針３について、事務局から説明をお願いいたします。

【委員】

その前に、１～１３ページまでは今までほとんど説明が行われていません。漏れや抜けがありますので、私は今回コメントを出しています。それはどうしますか。

【事務局】

こちらにつきましては、「（４） その他、計画案について」でご審議いただきたい

と思っています。

【委員】

分かりました。

【会長】

基本方針 3 から審議を行っていきたいと思います。説明をお願いします。

(資料 4 を説明)

【会長】

事務局から基本方針 3 について説明がありました。冒頭で申し上げましたとおり、これまでの議論を踏まえて、皆様からご意見があれば頂戴したいと思いますので、今回は順番に指名させていただきたいと思います。そのあと、意見のある方は「(4) その他」でまた聞きたいと思います。

委員から何かご意見はありますでしょうか。

【委員】

こちらは具体的でとても分かりやすいかたちになっていると思いました。特に意見はありません。

【会長】

委員、ご意見はありますでしょうか。

【委員】

私からは 1 点です。温暖化対策部会で、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの可能性を追求するとなりましたので、その部分との整合性をとれる一文がどこかにあればいいと思いながら拝読しておりました。それが基本施策 1 の「個別政策 1 ごみ発生抑制の推進」というところになるのか、ご検討いただければと思います。

細かい文字の修正等は後ほど事務局にメールを出させていただきます。

【会長】

あとでまとめて意見を整理してください。よろしくお願いします。

委員はもう入りましたか。

【委員】

委員は、音声が届かないというチャットが先ほど入っていたと思います。

【会長】

では、またあとで伺います。

委員、ご意見はありますでしょうか。

【委員】

特にございません。

【会長】

委員は全員伺いますが、人数が多いので全てはできません。意見のある方は「（４）その他」でお願いいたします。意見は５分ぐらいで述べていただければと思います。

【委員】

この部分に関しては昨日までに意見を提出しております。皆さんのお手元にありますが、残念ながら１枚はコピーをしていただけなかったので口頭で申し上げます。

まず、７１ページ「図４－１４ 総ごみ排出量の推移」の令和２年に６万５千トン何某という数字がありますが、これは一般市民からすると初めて見る数字です。添付させていただいている資料（「委員意見別紙」）は「府中市のごみ・資源物の推移（２００９～２０２１）」ということで、当時のごみ減量推進課が配布したものをそのまま転記していますが、７１ページの数字とは違います。新たな数字を見せて、これに基づいて議論を進めるのはおかしいのではないですか。１０万世帯以上に配布しているものを無視して、新しい数字で実施しますという議論はないと思います。

２つ目に、古い皆さんはご存じですが、平成２２年２月にごみ改革というものが行われました。そのことに関してここではほとんど触れていません。このグラフには、ごみ改革以降は家庭ごみが２割以上減っているという事実が全く出てきません。市民の方たちがいろいろなかたちで活動したことをどう考えているのでしょうか。

３つ目は、７３ページのごみ処理経費に関するものです。ごみ減さんから出てきた資料で、もしかしたら、府中市廃棄物減量等推進審議会（廃減審）ではこれを検討しているのかもしれませんが、全体として見たときには、環境基本計画では経費についてほとんど議論していません。もしこの資料を出すのであれば、全体としてどの層に関しても同様のコストをかけて効果について検証しないと片手落ちになります。自分たちが資料を作らずに廃減審の資料だけ掲載するのは極めて不適切です。ごみ処理経費のグラフを出すのであれば、ほかの分野に関しても、それぞれ費用対効果を出すべきです。

実際に毎年１回各家庭に配られているものと、その数字を表にしてまとめたものをお持ちしました。ダストボックスを廃止した直後は、家庭ごみに関しては２割以上減って、それ以外のところはほぼ横並びになっています。様々な対応策を実施しましたが、総量としての効果は出ませんでした。１人当たりの量もコロナ直前からほぼ停滞して、コロナでリバウンドして効果が出て上がってきました。分析の内容を見ると、府中市民が分析したとは思えません。

また、実際の具体策として、どうやったらごみが減るのかということが何も書かれていません。今、２０リットル、１０リットル、５リットルと３種類に分かれている有料

のごみ袋を、20リットル、15リットル、10リットルまたは7.5リットルぐらいまである程度細かく分けて販売していただいて、今まで20リットルを使っている人は15リットルを、10リットルを使っている人は7.5リットルを使って、そのサイズに合うようなごみにしてもらったら、ごみの量が2割5分ぐらい減るのではないか。行政がごみの出し方についていくら言ったところでどうなるものでもない。行動変容をしてもらうためには、市民への具体的な働き掛けが必要です。ペナルティーを科すというのではなく、皆さんが支出するお金がもっと少なくて済みますよと。例えば、「20リットルの袋は400円ですが、15リットルの袋は300円で買えます。15リットルにしたら、週2回のごみ捨てで100円ずつ家計が助かりますよ。そうしませんか」と言ったら各家庭が一生懸命考えてくれます。このようなことを考えて提案いたしました。

【会長】

今、委員からご意見をいただきました。最後は委員からも意見をいただきました。これらについて質問が出ていますが、事務局、いかがでしょうか。

【事務局】

委員からご意見がありました木質バイオマスの記載につきましては、内容を取り込めるか検討させていただき、どこかで記載できればと考えております。

委員からいただきましたごみの排出量につきましては、この記載の前に資源循環推進課に確認していただいておりますが、今ご意見をいただきましたので、再度主管課に確認をとらせていただきたいと思います。

また、ごみ対策の記載につきましても、この場で回答するのはなかなか難しいところがございますので、資源循環推進課に確認して、記載の見直しができればと考えております。

経費の部分につきまして、ほかの施策についても同様にやるべきではないかというご意見をいただきました。内容によって記載も変わってくるとは思いますが、全体的に統一感を図るということは何かしら検討できる部分があるかと思います。ほかの施策についてはどこまで経費を出すかという問題もございますので、検討させていただきたいと考えております。

【委員】

市民にもう少し小さいごみ袋に替えてもらうという提案について、コメントはありませんか。

【事務局】

失礼しました。この意見につきましては、このあと説明させていただきますが、行動指針のほうに内容を記載できるようなかたちで検討しております。

【会長】

委員、手短にお願いします。

【委員】

資源循環推進課には、ゴミ袋の話を口頭でお伝えして、検討するというところまではいっています。採用するのは簡単にはいけないと思いますが、具体的な策がないようであれば、私の提案を進めていただけたらいいと思っています。

【会長】

委員、お願いします。

【委員】

71ページ図4-14「総ゴミ排出量の推移」について、コロナの影響により生活様式が変化したということですが、私自身を考えてもコロナの影響で外へ出ずに家で食べることが増えたので家庭のゴミが増えています。では、その分として事業系のゴミが大きく減っているのか見るとそうでもありません。例えば、府中市内では増えているかもしれませんが、東京都をトータルで考えた場合の評価はどうなるのかと思いました。

もう一つは、スーパーで出来合いのものを買って容器を捨てるので家庭のゴミは増えますが、飲食店から出るゴミは少なくなるかもしれない。その評価はどう考えているのかお聞きしたいと思います。

【事務局】

コロナによる影響として、デリバリー等で使われるプラスチック容器や段ボールがかなり増えていると聞いております。

【会長】

委員、お願いします。

【委員】

先ほどの委員の意見に事務局の方がお答えになったのを聞いて思ったのですが、基本方針3「循環型のまちを目指します（資源循環・廃棄物）」となっていますが、資源循環や廃棄物の担当課は、環境政策課ではなく資源循環推進課です。かつ、廃棄物減量等推進審議会というものがあって、我々同様、一般廃棄物処理基本計画を策定中ですが、我々はゴミ関係のことは何もやっていません。これまで基本方針1と2を各部会で審議してきましたが、急にゴミの問題が出てきました。ゴミについては、確かに基本計画の中には入っていますが、我々がどこまで突き詰められるのか。

片方では、廃減審で、委員が切磋琢磨して一般廃棄物処理基本計画を作ろうとしているわけです。上位計画として環境基本計画があって、その下に一般廃棄物処理基本計画があるのでしょうか。委員は大変詳しい質問を数多くされて、ゴミ袋の話もされていますが、環境審議会が廃減審を指導するということではなければ、それらは廃減審や一般廃棄物処理基本計画の中でやってもらえばいいので、基本方針1と2と同じぐらい力を入れて検討しなくてもいいと思います。ゴミについて審議を続けると、審議会をあと2回

ぐらいやってもいいようなボリュームになってしまうと思いますが、どこまで真剣にやるのでしょうか。

【会長】

上位計画、下位計画という位置づけになるのですか。

【事務局】

環境基本計画はごみ処理も含めた計画ですので、上位計画という位置づけになるかと思いますが、委員のご指摘のとおり、一般廃棄物処理基本計画については専門の委員にご審議いただいているところですので、そちらに委ねるかたちにとっております。しかしながら、廃棄物の関係につきましては、部会長からもご指摘がありましたとおり、木質バイオマスや資源循環と関わりがある部分がございますので、木質バイオマスや資源循環等で関わりのある部分で何かご意見がありましたらお伺いしたいということで、議題にさせていただきます。

【会長】

ほかにご意見はありませんか。委員どうぞ。

【委員】

5月の審議会から相当進んだと思って感心して、今回の「第3次府中市環境基本計画（案）」を見ていました。基本方針1と2は、部会で意見を交換し合って具体的になっていると思いましたが、3、4、5は具体的な姿勢が見えてこない。まとめ方のテイストが少し違うと思いました。

基本方針3の79ページ「個別施策4 リユースの推進」に「リユース可能な品の交換・販売活動の支援を検討します」と書いてありますが、例えば世田谷のジモティーのようなかたちで、民間の業者にお願いして拠点をつくって、地域循環を図ってはどうかという意見が、去年の段階でも結構出ていたと思いますので、全体的に具体案が見えるかたちにしたほうがいいのではないかと思います。

また、3Rの話も出ていましたが、サーキュラーエコノミーという考え方で、市内・市外が連携していくという意見も重要な話としてあったように思いました。最近の流行という面もありますが、ヨーロッパでも重要な考え方の一つであると思います。サーキュラーエコノミーの視点がどこにも記載していないことが気になりました。

部会で審議した基本方針1、2に比べて、内容が具体性に乏しいという感想を持っています。

【事務局】

支援に関する具体的な取組に関しましては、現在ジモティーといった民間サービスの活用を進めております。あくまでも基本計画ですので、具体的な取組につきましては、その計画に則って民間サービスを活用していくというところでご理解いただければと思います。

【委員】

ジモティーの拠点が分かりません。どこに持っていけばいいのですか。

【事務局】

すみません、今詳細は分かりません。

【委員】

何を持っていくのですか。

【委員】

ジモティーに持ち込むと欲しい人が来たら買っていく。ジモティーでなくてもたくさんありますが、最初に思い浮かんだのでジモティーの名前を出しました。固有名詞でいけなかったかもしれません。高架下のところは違いますか。私はどうも不勉強で……。

【事務局】

2点目の具体的な取組の記載に関しましては、あくまでも環境基本計画での記載になっておりまして、具体的な取組の内容は一般廃棄物処理基本計画へ記載しておりますので、重複を避ける意味もあって、この内容にとどめさせていただいております。

【会長】

上の規範ですから、少し抽象的になっているのですね。

【委員】

基本方針1、2に比べて、基本方針3、4、5は全体的に具体性が見えないと思いました。

【会長】

委員、どうぞ。

【委員】

先ほど委員から、一般廃棄物処理基本計画と重複しているのではないかというお話がありましたが、実際に見直してみると、府中市が運営している給食センターの話が一行もありません。当然のことながらごみ減さん（現資源循環推進課）は、所管ではないので書くわけがありません。しかし、給食センターから出る食べ残しなどをどうやって減らすか。あるいは農業振興計画は生活環境部に絡みますが、規格外野菜を流通させることによってごみを減らすといったことをもし載せるとしたら、基本方針3あるいは生物多様性のどこかに載せる以外にありません。そのようなことは一般的には環境基本計画に入ってきます。廃減審のジャンルだけで書くと漏れや抜けが発生するので、それをチェックするのが我々の仕事なのだろうと思います。環境ということを考えたら、ごみの

守備範囲の一部が一般廃棄物処理基本計画の検討しているところだろうと思いますので、時間は短いほうがいいですが、環境審議会と両方で検討することが必要だろうと思います。

【会長】

給食以外にも幾つか挙げていましたが、ほかにはどんなものがありますか。

【委員】

農家が製品として出荷するときに除外する農作物を規格外野菜という言葉を使うらしいのですが、1～2割は売れないのでそのまま捨ててしまうそうです。そういう規格外野菜は、値段をある程度下げて一般市民に買ってもらえれば、ごみは減りますよね。

【会長】

廃減審のほうには、そういう内容は入っていないのですか。

【委員】

今まで入ってきたことはありません。今回は入れるかもしれませんから確認する価値はあるかもしれませんが、少なくとも今我々の手元にはありません。

課の壁にとらわれないで府中市全体の環境のことを考えるのがこの会議だと思えます。時間は短くしたほうがいいと思いますが、廃減審と同じような仕事をすることはあり得ませんから、そういったかたちでやる必要がどうしても出てくるでしょう。

【会長】

この点について、事務局から何かありますか。

【事務局】

食品ロスの削減のところに記載することも考えられますが、基本方針2の個別施策3、66ページ「市民・市民団体の取組」に、農産物の地産地消に努めるというところを書いております。表現の部分はありますが、目的は規格外野菜を地域内できちんと循環させる取組になりますので、ここに記載しているということでご理解いただければと思います。

【会長】

66ページでは、給食の廃材についても触れられているのですね。

【委員】

地産地消についてはここに一応出ていますが、この前もうちの府中かんきょう市民の会のメンバーが給食センターに行って学校給食に関する話を聞いてきましたが、残念ながら府中市は近隣市の中で最も地産地消の割合が低いのです。小平市は3割ぐらいあります。府中市は、以前は3%だったので大幅に増えてはいるのですが、ようやく5%

ぐらいだということです。基本方針2の個別施策3では、農産物の地産地消に努めるという文を入れてもいいと思いますが、ごみの話は出てきません。府中市が出す最大のごみは給食センターから出てくる食品残渣または調理残渣だと思います。基本方針2は生物多様性についてですから、ごみの話を書くのは違うのではありませんか。今はごみをどうやったら減らせるかという話をしていて、その具体的な例のことを言っているので、66ページの項目ではつながってくるようなものにはならないと思います。

【会長】

廃棄物についても、この章（基本方針3）に載せたほうがいいという意見ですが、いかがでしょうか。

【事務局】

廃棄物以外につきましても、5つの基本方針はそれぞれ関わりがあると思っておりま
す。そちらにつきましては、幾つか整理をして取組が分かりやすいようなかたちで表現
させていただきたいと思います。全体的な構成を含めて検討させていただければと思
います。

【会長】

時間が少し過ぎておりますので、少し急がせていただいてもよろしいでしょうか。

次に、基本方針4について審議したいと思います。事務局から説明をお願いいたし
ます。

（資料4を説明）

【会長】

事務局から基本方針4について説明がありました。先ほどのように、皆様からご意見
があれば頂戴したいと思いますので、順番に指名させていただきたいと思います。委
員、いかがですか。

【委員】

基本施策2「水環境の保全」個別施策1「多摩川の水質保全」のところですか。多摩川
の水質保全。細かく読んでいくと流域や周辺水域も含めて書いてありますが、タイトル
だけ見ると多摩川しかやらないような表現が気になります。「多摩川と周辺水域（の水
質保全）」等、タイトルは若干工夫したほうがよいのではないかと感じました。ほかの
ところはほぼ大丈夫だと思います。もう少し読み込みが足りないところがありますが、
私が気になったところは以上です。

【会長】

委員、お願いします。

【委員】

水質保全の件ですが、府中市の農業者がかなりの軒数で、農業用に深井戸を持っています。実は私の家も持っていますが、災害のときにはそれも当然生活用水に使います。また飲み水にも使えるかどうかという水質検査を府中市はやるのですか。災害のときには生活用水が必要ですから、飲み水として使えないと災害のときには対応できません。府中市に掘られている井戸は、台地ですとたぶん80メートルとか100メートル掘ってあります。私の家は多摩川に近いですから約50メートルの地下水を汲み上げています。それがいざ災害のときに使えるか使えないか。できたら、何年に1回でもいいですから、府中市で水質を見ていただければと思います。

【会長】

水質についてですが、いかがですか。

【事務局】

府中市で水質検査を行ってはおりますが、飲み水に対してということではなく、あくまでも用水量や地下水の汚染の状況について調査をしております。飲み水についての調査は保健所になるのではないかと思います、府中市はやっておりません。

【会長】

まず、委員に個別に意見を述べていただいたあとで、事務局にまとめてもらおうと思います。

委員、いかがでしょうか。

【委員】

現時点で特にございません。

【会長】

委員、どうでしょうか。

【委員】

不確かなので確かめたいのですが、たしか農工大の教授から2回ほど、都心から来る空気が山に当たって、ちょうど府中辺りで光化学スモッグが発生しやすいので、府中市は光化学スモッグの国内ワースト5に入るという話をお聞きしたことがあります。そんなことはありませんか。

【会長】

これは先に事務局から答えてもらいましょうか。

【委員】

私のほうで答えられます。

【会長】

では、委員お願いします。

【委員】

大昔はそういう時代があったそうですが、この10年間は大丈夫です。私ども（府中かんきょう市民の会）でずっと調べています。府中市に4か所あった大気汚染物質測定局を2か所に減らしていますが、その理由は光化学スモッグの発生はあまり大したことがないからです。実際に調べた数字と我々が調べた数字がニアリーイコールで、かなりよくなっています。

【委員】

分かりました。

【会長】

ありがとうございました。委員、どうぞ。

【委員】

大気汚染は私どもが専門に近いので、水質については提出した意見書の3ページ目に書かせていただいています。93ページに水環境保全について記載がありますが、総合計画その他を作る段階や、その前後に、ディスポーザーの導入が勧められた時期がありました。以前は助成金を出しましたが、今はディスポーザーのようなかたちでゴミを出すのはよろしくないということで、基本的には認めないことになっています。マンションを造るときに、ディスポーザー付のマンションにしたいという要望がありますが、今は認めていません。数年前までは助成金までつけていたので、現在は認めていないことをもう少しPRしてもいいのではないかと思います。

もう一つは、環境政策課管理係で所管していらっしゃると思いますが、多摩川の一斉清掃はコロナ絡みで3年間中止せざるを得なくなっています。何らかのやり方で多摩川の一斉清掃を再開することをここで表現できないでしょうか。今年になってから、多摩川の河川敷を使って環境学習をやっているときに、ゴミが山のようにあるのです。仕方がないのでゴミ袋を持ってきて、子どもたちと一緒にゴミを拾っています。全域で考えたときには大量のゴミになるかもしれませんが、何らかのかたちで改善していく施策を打つ必要があります。ウィズコロナで4年、5年と中止してしまうのはつらいですし、寂しいということもありますので、多摩川の一斉清掃を実施していただきたいと思います。

また、多摩川のコロナ汚染に関しては、一部の人は平気で水の中に入っていますが、一時、東京都や京浜河川事務所が多摩川につながる下水のところでコロナが出ていると言っていました。市としても調べていただいて、水の中に入ることの是非というか、水の中に入ることを推進するのかどうか。私の会にはいろいろな情報を取ってくる人がいて、まだ危ないからと言って止めるので、多摩川の中に入れないのです。でも、片方で

平気で水に入っている人たちがいるので、本当に大丈夫なのか何かアナウンスメントが欲しいと思います。

最後になりますが、2年ほど前に朝日新聞等のマスコミで有機フッ素化合物が検出されたという報道がありました。東京都が全域で地下水の水質調査を行ったところ、実際に府中市では依然として検出されています。それ以外にも23区で19か所検出されているということが、先月末の東京都環境局の広報誌に掲載されていますので、「皆さん、新しい情報を気をつけて見ましょう」ということは書いておいてもいいのではないかと思います。具体的に、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）及びPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）という有機フッ素化合物は、水道水にかなり含まれていて、市民のかなりの多くが飲んでいました。どうなるのか問い合わせたら、今体調がよければ大丈夫ではないですかという回答しか来なかったという話もあります。新しいものは全く取り入れないということではなく、今問題になって、現在も東京都が調査をしているものに関しては、それなりの対処をしてもいいのではないかという意見です。

【会長】

水質については質問が多かったですが、事務局、全体的にいかがでしょうか。委員からも質問が出ていましたが。

【事務局】

多摩川の一斉清掃につきましては、今年度も具体的に開催の方向で検討しているところです。しかしながら、コロナの感染状況等もございますので、実施時期の変更に伴う開催の可否もございますので慎重に検討してまいりたいと思います。また、一斉清掃につきましては、今後についても何らかのかたちで一斉清掃を進めていきたいと考えております。

次にコロナの感染につきましては、新型コロナウイルスの性質から様々な憶測や報道がなされていると思いますが、正しく評価されたものとして水質の汚染、また河川による感染の報告がございませんので、現在のところは安全なものだと考えております。

続きまして、新たな公害の対応につきましては、95ページ個別施策4、市の取組の3つ目のポツに「人体に影響を与えるおそれのある新たな公害問題については、情報の収集と速やかな対応に努めます」と記載させていただいております。

【会長】

委員、いかがでしょうか。

【委員】

今、事務局からもご説明がありましたが、多摩川のコロナ汚染につきましては、東京都水道局のホームページで安全性について言及しておりますので、そちらをご参考いただければと思っております。

【会長】

ふさわしい回答だと思いますが、事務局、いかがですか。

【事務局】

ありがとうございます。こちらを確認させていただければと思います。

【会長】

委員、お願いいたします。

【委員】

92ページの「個別施策3 ダイオキシン類対策」ということで、コラムにも「最近の化学物質の規制動向」がございます。こちらを読んだときに市民としてもできることがあるのではないかと考えたことが1点あります。それは、ネオニコチノイド系農薬を使うと、ミツバチをはじめとした昆虫に影響が出てしまうという点です。それがひいては基本方針2の生物多様性の破壊にもつながっていくので、その点を何か明記していただければいいのではないかと。コラムでも同様のことを書いていただければいいのではないかとというのが1点目です。

2点目は、95ページの「個別施策4 放射性物質対策、その他新たな公害対策」で、公害研究の第一人者である宮本憲一先生が、放射性物質、その前はアスベストの問題等もあったのですが、こういった公害のことをストック型公害と呼んで、新たに提起されていますので、コラムでもその点を明記して注意を呼び掛けてはいかがかと思いました。

また、先ほど光化学スモッグの話で出ていた農工大の教授は伊豆田猛先生です。最後は情報提供です。

【会長】

伊豆田猛先生ですね。事務局、この対応についてはいかがですか。

【事務局】

委員、ありがとうございます。いただきました情報については、後ほど具体的に教えていただければと思います。ページの記載につきましても、新たな情報として載せていくことを検討したいと思います。

【会長】

委員、よろしいでしょうか。

【委員】

承知しました。後ほどメール等でお知らせします。

【会長】

ありがとうございます。

ほかに今意見が出ている人は1人ですか。委員、お願いします。

【委員】

「基本施策4 快適できれいなまちづくり」の中で、犬のフン対策を入れられないでしょうか。歩道に落ちているのをよく見かけます。市では犬のフン対策として取り組んでいることは何かありませんか。もしあったらこのあたりに入れていただくといいのではないかと思います。

【会長】

ペットのフンについてお願いします。

【事務局】

現在は啓発看板を出すといった対応だけになっております。確かにまちの美化の対策として入れることも検討できますので、ご意見を踏まえて検討させていただければと思います。

【会長】

委員、よろしいでしょうか。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

委員、どうぞ。

【委員】

今の話の補足です。犬のフンについては、10年ぐらい前に条例（府中市まちの環境美化条例）を作って、捨ててはいけないということで実施していますが、たまたま委員の周りにはそのルールを守らない人がいるのかもしれませんが。あるいは野良犬のものかもしれませんが。啓発の意味もありますから、何らかを書いておくのは意味があるかもしれません。

また、猫に関しても、先月ぐらいから野良猫対策云々ということがありますから、そういうことを含めて時流に合わせて、ペット飼育はこう変わっていますというものを出してはどうか。10年前のものをまた出さなくてもいいのではないかという批判もあるかもしれませんが、そういうものと併せてやることで意味があるものになればいいと思います。

【委員】

野良猫は大変臭いですね。特に公園等で野良猫に餌をやる人がいます。武蔵野市は条例で禁止していますが、府中にはその条例がありませんので、市役所に問い合わせる

と、取り締まる条例がないので注意してくださいという話になる。飼いたければ自分で飼えばいい。郷土の森のように関係のないところはいいけれども、小さな公園は何か考えたほうがいいかもしれません。

【委員】

（フンの被害が大きいのは）いわゆる幼児公園のお砂場ですね。

【会長】

委員、どうぞ。

【委員】

他の基本方針はコラムが充実しているように思います。例えば、８６ページの騒音調査の様子や８７ページのけやき並木等、写真は載っていますが、単純に写真を載せているだけの様な気がしますので、コラムを加えることができないかという意見が一つです。

もう一つは、基本施策２の「個別施策１ 多摩川の水質保全」のところに、多摩川清掃の写真やコラムを加えるといいのではないかと。９６ページの「個別施策１ まちの美化対策」でも、毎月実施している政策だと思いますので写真やコラム等を加えるといいのではないかと思います。

【会長】

委員のご意見は、ビジュアル的にもう少しよくするという感じでしょうか。

【委員】

はい、そうです。

【会長】

その点ならできるのではないのでしょうか。事務局、いかがですか。

【事務局】

この章に限らず、全体的な構成を見てバランスを注視しているところがございます。全体的な文字の量や写真、コラム、その他諸々バランスを見て最終的に整えていきたいと考えております。

【事務局】

飼い主のいない猫について様々なご意見をいただきましたので、市の取組について若干ご説明させていただきます。飼い主のいない猫につきましては、ペットであった猫が捨てられて繁殖して増えているという状況があります。動物愛護の観点から繁殖はさせないが猫が一生をきちんと終わられるようにということで、ボランティア団体と協力して対応しているところでございます。猫の餌やりにつきましては、置き餌は禁止して、

餌を食べたら必ず自分たちで引き揚げるといふかたちでご協力をお願いしているところです。置き餌がありましたら、指導させていただいておりますので、ご連絡をいただければこちらで対応させていただきます。

【会長】

委員、お願いします。

【委員】

96ページ「個別施策1 まちの美化対策」があります。前にもお話ししたことがありますが、多摩川の堤防の除草や町中の植込みの除草、植木の剪定の作業時に、業者は下に落ちているごみを拾わないのです。我々がボランティアで片付けています、以前はよく切れた電球を取り替える際、業者は電球だけを取り替えて、電球の傘の部分のクモの巣を払わないことがあったので、行政指導するべきだろうという話をしましたが、多摩川の堤防の除草や町中の植込みの除草、植木の剪定後はいまだにごみを拾いません。特に多摩川の堤防の除草は機械を使うので、下に落ちているプラごみなどは全部粉々になってしまいます。業者指導が必要なのだろうと思います。

もう一つ懸念しているのは、地震などの大災害で断水したときの対策として、公共の井戸、地下水を供給するという発想、あるいは井戸を掘ってあってそれが使えるといった対策がなされているのか伺いたいと思います。

【会長】

植込みと緊急時の飲料水について、事務局、お願いします。

【事務局】

まず、道路の関係ですが、現在市道につきましては、これまで樹木の刈り込みと道路の清掃を別々の業者に発注しておりましたが、包括管理ということで、道路に関わる部分は一つの業者といふか共同体に発注するようになりました。市道については、樹木の刈り込みやごみ処理は一つの業者が行うといふところで対応させていただいております。しかしながら、都道や国道につきましては、それぞれ都や国が業者に発注しておりますので、機会がありましたら、意見をお伝えさせていただければと思っております。

また、剪定の方法につきましては、樹木は本来落葉するものですが、街路樹も迷惑施設と捉えられることがありますので、そういったところに配慮した剪定をされております。

続きまして、井戸水についてですが、過去に府中の水道水は地下水を活用していたということがございますが、地下水に汚染物質があったといふことで、地下水からの取水はとりやめたところでございます。ですので、現在のところは井戸水を災害時に使うという考えは特に整理されていないと理解しております。

【会長】

委員、よろしいでしょうか。

【委員】

特に地下水利用というところで、自治体によっては住宅の事情によって掘ってあって、特に集合住宅は強制的に地下水を確保して、非常のときにそれを使うということがあるようです。府中はどうですか。

【事務局】

現在市の防災計画の中では、活用といったところは記載していなかったと理解しております。

【会長】

委員、どうぞ。

【委員】

今、事務局がおっしゃったとおりですが、その理由は先ほど説明があったように、この水が飲めるということを府中市が言うためには、水道局と同様に50種類か60種類の検査を毎年やらなければいけないので、とてもそんなことはできないということです。通常の検査は実施しても、それ以上のことはやっていないのです。

では、飲んだら駄目なのかと。例えば、我々が今管理させていただいている西府崖線の自然に流れている湧き水が飲めるかと聞いたら、「市は飲めるとは言えません」と。では、飲んだら死ぬのか言ったら、「いや、死にはしないでしょうけれども」と言う。そういうレベルの話なので、「煮沸して、気をつけて、自己責任で使ってください」としか言えないので、これを計画の中に文書化するのはかなり難しいと思います。たぶん不可能だと思います。多摩川の水を飲んでも死にはしないでしょうが、あまり飲もうと思わないのと同じです。

【委員】

97ページに「個別施策2 歴史的・文化的環境の保全」が1ページにまとめてあります。府中市には東京都内で2番目にできた立派な景観計画がありますが、この景観計画のことがどこにも記載されていません。この景観計画と連携していく必要があると思っていますので、環境基本計画に盛り込むといいと思います。

【事務局】

景観や歴史文化の保全につきましては、それぞれの計画がございますので、そういった関連計画との整合性を図って記載内容に工夫をさせていただければと思います。

【会長】

景観計画は都市計画課ですね。

【委員】

景観法ができたときから携わっています。私はよいとか悪いとか言う立場ではありませんが、やろうとしている心意気は重要だと思います。環境基本計画に書いてある景観や歴史文化の保全是景観計画の一部だと思いますので、コンサルもそれをよく理解したうえで環境基本計画をまとめてほしいと思います。

【会長】

なかなか難しいかと思いますが、事務局はいかがですか。

【事務局】

本計画案の10ページに、景観計画も関連計画として位置づけさせていただいております。記載の仕方によって、こちらのほうでも分かるように表現できればと思いますので、検討させていただければと思います。

【会長】

ありがとうございました。ほかにご意見はありますか。時間が押してきておりますが、よろしいでしょうか。

続いて、基本方針5について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

(資料4を説明)

事務局から基本方針5について説明がありました。皆さんからご意見をいただきたいと思います。順番で残りの方も指名させていただきたいと思います。

委員、いかがでしょうか。

【委員】

基本方針5に関しては、今、何も意見はありません。

【会長】

分かりました。

そうしましたら、委員。

【委員】

私もこちらについては特に意見はございません。

【会長】

分かりました。

委員、いかがでしょうか。

【委員】

特にありません。

【会長】
委員。

【委員】

意見ということではありませんが、どの程度までやればいいという定量化をするのは難しいかと思います。定量化というような考え方はどこかで示されるのでしょうか。人によって、まだ全然できていないと思うのか、あるいは相当やっていると思うのか分からないので、評価軸のようなものを何か入れるといいのではないかと思います。

【会長】
委員。

【委員】

委員がどこかでおっしゃっているのではないかと思います。98ページに学校等で環境学習をやりましょうというコメントがあると思います。各学校で実施している指導要領等で決まっている環境学習についても環境基本計画の中で言及するのですか。組織的な区分けの中でやるというよりも、環境計画ですから全体の話になると思いますので、その点についてお聞きしたいと思います。

【会長】
教育に関する取組に、計画が必要ではないかということですか。

【委員】
どこかのページにあったのではないかと思います。

【会長】
106ページは「環境学習の指導者の育成」ということですが。

【委員】

そうです。環境学習に関して、この中でどれくらい触れるのか。例えば、定量的に評価するときに、環境学習について評価の指標がどこかにあったような気がしますが、今思い出せません。環境学習について評価するときにどの指標を使うのか。教育委員会等で環境学習を相当やっていると思いますが、そういう指標も入っているのか、という問題意識です。

【会長】
事務局、基準や達成目標のようなものはあるのですか。

【事務局】

教育委員会での達成目標といったところは特にはないと思っております。ただ、今、指導要領の中にも環境学習はSDGsを踏まえた学習として位置づけられている面がありますので、環境政策としても学習支援等の関わりを持って活動していくことを考えております。計画の中には、環境学習の支援や取組として考えさせていただいております。

【会長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。
先に挙がっていたので委員、お願いします。

【委員】

今、委員からお話がありましたとおり、要するに学校教育でどういう指標を設定していくかということですが、105ページには、指導者講座の開催を検討することが記載されています。今、コロナ禍もあって学校も大変だと思いますが、今までやってきたような環境教育は逆にどんどん減っていつている状況です。ここに関しては、教育委員会とのせめぎ合いもあると思うのでなかなか大変だとは思いますが、もう少し踏み込んだ表現ができないかと思います。極端な例でいうと、小中学校だと、身近な環境学習の義務化といったところまで踏み込んでいくことを希望したいところではあります。

そのほかの項目ですが、「環境保全活動センターの運用」という表現があちこちで目立ちます。環境保全活動センターの負担が結構大きいところもあるので、環境保全活動センターを今後どう強化していくかということも触れておくべきではないかと、改めて感じた次第です。

【会長】

2点出ましたが、事務局、どうでしょうか。

【事務局】

小中学校での環境教育に関する記載内容については、やはり教育委員会との調整が必要になってくる場所ですので、いただいたご意見を共有させていただいて、この計画の中に具体的な取組を入れられるかどうか検討していきたいと考えております。

次に、環境保全活動センターの強化というところですが、環境保全活動センターについては、今、この会とは別に検討調整会というところで、今後の環境保全活動センターの在り方や取組の方向性について検討しているところです。この環境基本計画への記載に反映できるかどうかも含めて、内容については検討していきたいと考えております。

【会長】

先に手が挙がっていた委員、どうぞ。

【委員】

委員、どうぞ。

【委員】

環境学習については、生物多様性でも、環境教育のところでも、歴史・文化のところでも共通して入っているのですが、特に府中に関して語れる人材を育成すること。それから府中についての教材をしっかりと整えることは、生物多様性についても言えると思います。府中に関して人材なり教材を整えるということで、それら3つは1項目でまとめたほうがよいように思います。

【会長】

教科書のようなものの作成ではなくて。テキストですか。

【委員】

府中の歴史なり環境について、子どもたちに話をするときに必要な資料、例えば105ページに出ている写真のようなものを、どこかに言えば出してくれる態勢がほしい。実は小学校の先生たちは、地球全体なり日本全体の環境については詳しいのですが、府中のことについては府中の子どもたちに語れないのです。府中のデータを出してほしいと言ったときに、保全センターに言えばずっと出てくるかというところまで出てこないわけです。そういうものを行政が努力して作り続けることが必要なのではないかと思います。

【会長】

それが教育の現場まで反映されるということですね。

【委員】

素材はあるのです。それをまとめていないだけ。

【会長】

委員、どうぞ。

【委員】

委員の言うことは基本的にはそのとおりです。先ほど委員が環境保全活動センターに深く関わったほうが良いとおっしゃっていましたが、8年前から10年前にかけて、週に1回ぐらい集まって、おっしゃるような資料を府中市という一つの単位で作りました。教育委員会経由で校長会に持っていったのですが、右から左にそのままなくなって今はどこにも残っていません。環境政策課に残っているだけです。

そういう人たちが相手ですし、実際に行くとそれぞれの小学校によって周りの環境が全部違うのです。だから、実際に手に取って触って分かるようなかたちで教育を行わないと駄目なのです。それは10年前もやっていません。しかもフィールドワークをやる前提ではありませんでした。

この環境審議会の中に、環境保全活動センターに関わる人が5人いますが、具体的に何をどうするかという話し合いが全然進んでいないので、少し待っていただけたらと思

います。嫌だということではありませんけれども、我々も様々な活動をやっている中で、決して今まで手を抜いているわけではありません。本当はここまでやらなければいけないとしたらどうするかということはたくさんあるだろうと思います。

実際に、環境学習をやるとしても、先生が受け入れてくれるとしたら、自然観察の部分です。教育指導要領では小学校3年生はやりなさいと書いてありますが、先生が大変なので、我々がお手伝いできる部分だということで、今、それを実施しています。でも、全部それをやろうとしたら、たぶん市民方が100人くらい要るのです。既に実施しているところはそのまま続けてもらう。例えば若松小学校は委員のところで実施してくれています。それも100人くらいの市民が必要ですが、その人たちにどうやって集まってもらって、基礎的な知識を身につけてもらうのか。

この計画を作ったとしても1年や2年で定着するようなものではありません。何よりも受け入れてもらえるかどうか。小学校の先生が環境審議会にも1人いらっしゃいますし、検討調整会にも1人いらっしゃいますから、それぞれにお願いをして、お互いにメリットがありますというかたちで話し合っていく中で、果たしてできるかどうか。

そのぐらいの問題ですから、委員は目標とおっしゃいましたが、市役所ですから、目標を設定するとうちの府中かんきょう市民の会などはすぐに目標が降ってくるので、それは勘弁してほしいと思います。ただ、実施することには基本的に賛成です。

ここには様々なことが書いてありますが、ちょっとどうしようもない。

特に、委員からの質問に関しては、118ページに「小中学生に対する自然環境教育の実施件数」として、2019年度に14回実施していると書いてあります。これは教育指導要領に基づいて授業の中で行われた回数ではないだろうと思います。たぶんこれは環境政策課が認知している環境学習の件数です。小学校は22校ありますから、レベルは別にして最低でも22回はやっているはずです。先生が子どもたちを連れて校庭の周りをぐるっと回って、「この木があるよね。はい、これで環境学習は終わり」と言っているところがあるかもしれません。本格的に様々なことをやっているかもしれない。その辺のレベルは難しいことになるだろうと思います。もっと盛んになればそれでもいいでしょうし、そのあたりのところはこれからの検討事項だと思います。

この審議会終了後に、府中市が環境保全活動センター主体で環境学習を実施するようになったら、委員も一市民として他の人たちを引っ張り込んで一緒にやっていただければきっと楽しいだろうと思いますので、よろしくお願いします。

【会長】

環境教育についてのお話でしたが、今出た意見は妥当なものが……。すみません、委員、どうぞ。

【委員】

今、会長は環境教育に関する議論のまとめをされていましたが、今のまとめはなさなくても大丈夫ですか。私は違う話なので。

【会長】

環境学習については、私の大学でも環境教育学という学問をやっている人がいますが、今後を担っていく人たちに知ってもらうということは、SDGsの観点からも非常に重要です。したがって、これは全体の中でも重視される事項だと僕は思っています。まだそういう活動が進んでいないので、だんだんと進めていこうという段階にあるのかと思います。その方向に向けて市も動いていただきたいと思います。この基本計画ではあまり強調されていませんが、ほかのものに比べて重要だと感じていますが、委員、どうでしょうか。

【委員】

重要だと思います。私は違う観点の意見です。

98ページの「1 背景」は、申し訳ありませんが、何が言いたいのかよく分かりません。ほかの基本方針と比べても少し見劣りすると思います。1行目に「地域としてのニーズが多様化していく」と書いてありますが、いったい何のニーズなのかよく分かりませんし、「従来型の行政による社会サービス提供の在り方だけでは、問題解決が難しくなっています」とありますが、何の問題解決なのか、そのWhatがありません。まずそこを明らかにしたほうがいいと思います。

そもそもこの基本方針5の背景を言うのであれば、例えば、第2次基本計画でも協働・連携のための環境を整えようとして頑張ってきたけれども、実際の環境問題はまだまだ解決にはほど遠いということが1点。アンケートをとったので、市民の皆さんの環境意識の定着率というか意識も分かるはずなので、それに照らしてもまだまだ協働が必要だといったことが背景として出てくるのではないかと思います。環境問題の解決のためには、よりいっそう環境問題に関する市民の協働が必要だということを言わなければならないのではないかと。その過程で、ウィズコロナとかポストコロナの啓発の在り方とか、今話題になっていた次世代にどう伝えていくかといったことも背景として盛り込めば、より分厚い背景になるのではないかと。そういった背景があいまいだから、学校教育でどうするかといったことも様々な意見が出てしまったのではないかと思います。

ですから、この背景を一から検討していただければありがたいと思います。「その他」で議論されるということでしたが、これまでの計画の振り返りとの整合性もないような気がします。

【会長】

背景の部分に本当に問題が書かれているかということ、そうでもないということですね。連携の必要性があまり記載されていないということだと思います。事務局、これについてはいかがですか。

【事務局】

確かに、この文だけではなかなか理解できないような内容かと思います。抽象的な内容が多いのかと思っておりますので、今ご指摘があったとおり、具体的な内容やこれまでの背景を踏まえたかたちで、問題をどう解決していくのかということを背景として記

載させていただくように検討したいと思います。

【委員】

検討をよろしくお願いいたします。

【会長】

検討をよろしくお願いいたします。

委員。

【委員】

学校教育について参考までにお話しさせていただこうと思いました。私どもが学校教育に携わってから15、6年経ちます。その当時の校長先生が、子どもたちは学校だけで育てるのはなくて地域ぐるみで育てるものだという考えをお持ちでした。それで地域の人を集めて様々なことで子どもたちと接触する機会を持ちました。

当時は、1年生から6年生まで、それぞれテーマを持って浅間山を学習したいということで一緒にやりました。一番華々しいときには、卒業のときに、浅間山に非常にお世話になったので木に名前をつけたいということで、子どもたちが作った樹名板を付けたこともあります。

ところが最近では、学校の先生にもよるのかもしれませんが、失礼な話かもしれませんが、環境学習について何をやっていいか見当がつかない先生がかなりいて、学年によって学習をしなければいけないので、近くに浅間山があるから浅間山の自然のことを勉強しましょうという先生もいます。浅間山を舞台にした学習を毎年実施しておりますので、資料等も揃っておりますから。私は必ず先生に何を望んでいるのか聞くようにしておりますが、残念ながら、返ってくる答えが少ないのが現状です。

特に、子どもたちに対しては、自分の生まれ育ったまちがどういうまちであるか、そのまちに何があるのか。その思い出を作る。自分たちの地域を知ることは、アイデンティティーを持たせるという意味では、地域愛は非常に大事なことはないかと思えます。そういうことまで含めて行う。それから、我々の生活、衣食住は全て自然の恩恵を受けているのだということを知ってもらうということを中心に行っています。そういう意味では今までいい関係をつくっておりますが、それをオーダーする学校のほうがもう少し興味を持っていただければと思います。

子どもたちは山の中に来ると本当に生き生きとしています。ですから、そういう時間はつくってあげなければいけないのかなと感じています。今、私が携わっているところでは、そのように感じています。

【会長】

委員、貴重な意見をありがとうございました。そういったことも事務局のほうで反映していただければと思います。

時間がなくなってきましたので、次に進みたいと思います。

次は、「基本方針1及び関連する重点プロジェクトについて」です。資料4、基本方

針1については、16～39ページ、重点プロジェクトについては109ページです。事務局から説明をお願いいたします。

(資料4を説明)

事務局から「基本方針1及び関連する重点プロジェクトについて」説明がありました。基本方針1については、温暖化対策部会で審議を行っておりますので、生物多様性地域戦略部会の委員の方からご意見がありましたらいただきたいと思います。

委員より質問したいと思いますが、いらっしゃいませんか。では、委員、いかがでしょうか。

【事務局】

特にないとのことです。

【会長】

委員。

【委員】

質問です。111ページの「基地跡地留保地整備における再生可能エネルギーによる地産地消」とは、具体的にどのようなイメージですか。

【事務局】

府中基地跡地につきましては、政策課とまちづくり拠点整備担当を中心に計画を進めているところです。この計画は国から返還があるということで今後かなり年数を要することになるとは思いますが、これから新たな開発の軸として非常に高い可能性を秘めている場所であると認識しております。これから計画を進めるにあたって、公共施設や住宅群、商業施設等様々な要素が入ってくると思いますが、市の取組として、まず再生可能エネルギーの導入を促進していく、あるいは住宅や商業施設を建てる際に、再エネ効果や省エネ効果が合わせたゼロエネルギーの住宅や商業施設の建設。また、そこで生み出された再生可能エネルギーを地域内で循環させるような仕組みをつくって、一つの資源循環型の地産地消のエネルギーのモデル地区として今後検討を進めていきたいということで記載しております。

【委員】

分かりました。まだ具体的にこういう施設ができるといったことが決まったわけではないですね。

【事務局】

簡単に言いますと、基地跡地留保地ということで、今後かなり広域の開発がされるということで現在計画を策定しておりますので、これからは大規模な土地利用については

必ず再生可能エネルギーや省エネルギーに取り組まなければいけないということで、この計画プロジェクトの中に位置づけさせていただきました。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【会長】

委員、いかがでしょうか。

【委員】

先生と同じところが気になっています。今のご説明でほぼ理解しましたが、111ページのイメージ図は修正中とのことですのでこれからなのかもしれませんが、跡地の有効活用として、大規模なソーラーパネルのイラストが描かれています。大規模ソーラーパネルはあちこちで問題になっています。山林を切り拓いて緑地率を下げてまで再生可能エネルギーを行っている事例は各地で問題になっているので、イラストの選定は注意深く行っていただきたいと思います。

【会長】

図表は適切に使われるようにというご発言でした。事務局もそのような対応でよろしいでしょうか。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。

【会長】

次に委員、いらっしゃいますか。

【委員】

特にございません。

【会長】

委員。

【委員】

全体を通して表現の仕方についてですが……。

【会長】

全体については、あとでまた伺います。

次に、委員。

【委員】

私も特段ございませんが、先ほど委員から大規模ソーラーの問題をご指摘いただきましたが、私もそこが少し気になりました。

【会長】

委員、いかがでしょうか。

【委員】

先ほど基地跡の利用について質問がありましたが、私もそこが気になっています。委員、浅間山と米軍基地跡地はどちらが広いのですか。

【委員】

浅間山は8万3千坪ぐらいでしょうから。

【委員】

基地跡地は4万ちょっとじゃなかったか。

【会長】

事務局、いかがでしょうか。どちらが広いか今は分かりませんか。

【委員】

私が質問したのは、変に建物を建てるよりは、フランスのパリ郊外のブローニュの森やニューヨークのセントラルパークのような大きな公園を造ったほうがいいのではないかと思ったからです。米軍基地は、小金井街道から眺めるだけで、中に入ったことはありませんのでよく分からないのですが、変な建物を建てるよりは、府中の森から芸術劇場に続いて、浅間山などに関連して大きな森林を整えたほうが、環境問題としていいのではないかと思うのですが、どうなのでしょう。

【事務局】

これは担当部署もありますので、環境政策課の中でお答えできるようなところではございません。まだ具体的なところは決まっておりますが、伺っている話では周辺の環境に調和したものにするという考えで、建物や中に公園を造っていく等の計画はこれからどんどん進められていくと思います。環境に配慮しない、あるいは周辺環境と違ったような整備はないと思っております。環境政策課で検討できる内容ではございますが、今後開発を進めるにあたって、担当課でも環境への配慮という考えは持っておりますので、担当課と連携したかたちで情報共有しながら開発を進めていくことになると思います。

【委員】

海水浴、日光浴に続いて、今、森林浴がセラピーとしても非常に注目されているわけですが、大都会にそういうオアシスがあってもいいのではないかと。むしろ変な開発をするよりは森林をつくったほうが健康のためにはいいのではないかと。環境のためにもいいのではないかと思いますので、検討していただければと思います。

【委員】

うちの府中かんきょう市民の会からも委員のような意見が出ていますが、実現は難しいかなと思います。まだ国のものですから、どうやって払い下げを受けるかということがあります。それと、今、見た目は非常にうっそうとした森林ですが、昭和48年か49年頃、米軍から国に返還された直後は、木はほとんど何も生えていませんでした。それが勝手生えて今のような状態になりました。中には兵舎だった廃屋がまだ大量に残っています。潰れましたけれども、一時開発計画があったときに、中で大麻を栽培していたというところでもない事例が見つかったこともありますので、再開発するとしたらきちんと開発しなければならないという話になっています。

もっと大変なのは、米軍が使っていたときだろうといわれていますが、土壌汚染があります。土壌汚染の対応をしなければいけないわけで、木を植えたままでは対応できませんし、そんなところで安全に森林浴なんかできません。その部分にはそれなりの対応をする必要がありますので、コストも結構かかります。

ご承知のように、米軍の電波塔が返還されましたので、生涯学習センターも含めて開発の計画の練り直しをやっている状態ですから、当初出ていた案とは違ってくると思いますが、結構な開発になります。市としては持ちきれないものがありますので、先ほど事務局がおっしゃっていたように、民間に払い下げて町を賑わわせるための商業施設にしたいとか、様々なかたちで開発が入っています。それらを含めて、事務局から、簡単にイエスとは言えないという回答があったと思います。

【会長】

このままでいくと終了時間が9時を過ぎてしまいますので、協力をお願いいたします。

【委員】

基本方針1のところの一つだけあります。本当は委員から出てくれたらいいと思って言わなかったのですが、今月の頭に全戸配布された東京都の広報の中で、太陽光発電システム設置のところで金がかかったりすることに対して、東京都が助成するということが出ています。または、逆に規制するものもあって、設置の義務化もあります。私よりも委員のほうがはるかに詳しいのかもしれませんが、実際にこれが来年度から予算化されたり、条例化されたりするようであれば、調整していただいて、私どもの環境基本計画の中で表現して、東京都と手を携えて地球温暖化対応をやっていきます、ということを書きことができるのではないかと思います。委員から何か助言があれば、いただければありがたいと思います。

【委員】

私は環境基本計画にはあまり関わっておりませんが、今まさに審議をしておりますので、パブリックコメントがひととおり終わっておりますので、おそらく来月には答申が得られるのではないかと思います。

太陽光パネルの設置の義務化の話でよろしいですね。

【委員】

それも書いてありますね。

【委員】

それも含めて、具体的な制度の話は別途専門家の検討委員会で進めていくのと同時に、環境基本計画についての答申をいただいたあと、具体的な計画策定作業に入っていくということです。その中身について、今後府中市の環境基本計画の中にも十分反映できるものがあれば、ぜひ参考にしていただければと思います。少ない情報で恐縮ですが、以上でございます。

【委員】

一つだけ質問があります。22ページに削減目標として、府中市は令和12年度には平成25年度に比べて48%の削減と書いています。その下のほうに「意欲的に対策を進めることによって実現できる見通しがある」と大変自信を持って記載されています。これは大変にいいことだと思います。私が質問したいのは、たぶん部会の中でも議論になったと思いますが、この48%というのは府中市内ですから、家庭や様々な工場や建物があるのでしょうか、イメージとしては何が一番大きく削減できるので48%は簡単に削減できるという感じになっているのでしょうか。

【事務局】

ここでは、主に19ページに記載しておりますが、まず民生（家庭）部門という一般家庭から出るエネルギーの部分、あとは民生（業務）部門という一般の事業所の削減が重要になってくるかと思っております。府中市においては、産業部門としてかなり大きな企業等がございますので、製造業から排出されるものも多いところから、そういったところを中心に削減を図っていく必要があると考えております。

資料編の127ページの表「部門別のエネルギー消費量推計」に、2030年度までにそれぞれの部門でどのぐらいの削減が必要かという数字を記載しております。

【事務局】

若干補足させていただきます。こちらにつきましては、意欲的な取組をすることで達成することもできるだろう、という表現でございます。といいますのは、2050年にはカーボンニュートラルを実現しなければいけないといった使命がございますので、それに向けて最善を尽くして2030年の目標を定めておりますので、容易にできるということではございません。ご理解いただければと思います。

【委員】

「実現できる見通しがある」という言い方だと、容易にできると感じてしまいます。そんなことはないと感じていますので、「意欲的に対策を進めることによって実現を目指す」等の言い方に変えたほうがよいと思います。

【委員】

私もその点は委員と同じ意見です。特に、この前の部会でもお示したように、家庭部門はこの5年間ほとんど動いていませんから、容易なことではないということを諸所で言わなければいけないと駄目だということが一つ。

また、国その他が実施するように言っているうちの半分ぐらいは、達成の手段として、新たに家電を買い替えたり、太陽光パネルを載せたり、個人の新規投資を挙げています。そのようなことが果たしてできるのかは別です。できるとしたら、東京都は家電を買い替えたらエコポイントをあげますといった推進策を挙げているから、府中市としてもこれを上手に使う、あるいはさらに上乗せで様々なお願いして初めて達成できるのではないかという程度の話ですから、目標として言っているのかどうか。

家庭部門はある程度私どもでも分かりますが、業務部門になると分かりません。出してほしいのは府中市新庁舎建設計画です。これは具体的に出せるはずで、府中市が30%減らすということが具体的に出てくれば、ほかの事業者さんも見えてくるかもしれません。それには、エコアクションプランをつくるということで環境政策課も絡みますので、30%削減案を作っていく。はっきり言って、今のままではできないと思います。何らかのプラスエックスが必要だということを何かのかたちで言う必要がある、本当はあるのだろうと思います。

【会長】

「目指す」と書いてあればよいですが、「できる」という書き方をしているのは、一つ問題かなと思います。それについては検討できますか。

【事務局】

表現については、ご意見を踏まえて検討させていただきます。

【委員】

数字は変えないですね。

【会長】

委員、どうぞ。

【委員】

たぶんお答えはできないかと思いますが、ちょっとお尋ねしたいと思います。府中市においてもそうですが、東京都だととりわけ身近なのは新宿ですが、新宿の夜間照明は

結構な照度です。例えば、新宿の夜間照明を1割、2割落とすと生活に支障があるのか。府中市の街中の照明を1割、2割カットすると、どれほど障害があるのかないのか。そういう研究は進んでいるのでしょうか。2030年にゼロに持っていくということを真剣に考えた場合、日本の街の照度をかなり落とすことを強力に進める必要があるのではないかと思います。外国では、厳しいところでは、都市照明はかなりルクス（照度）を下げています。

私も2030年の削減目標が達成できるとは思っていませんが、削減目標の達成を真剣に考えた場合、日本人がどこまで許容できるか、自分がどこまで耐えられるかという研究も、役所サイドから話を持って行って実施していただきたいと思います。

【会長】

今様々なご意見が出ましたが、これらを踏まえて事務局で計画を作ってもらえればと思います。ほかにありますか。

続きまして、「基本方針2及び関連する重点プロジェクトについて」です。事務局から説明があります。

（資料4を説明）

【会長】

事務局から、「基本方針2及び関連する重点プロジェクトについて」説明がありました。基本方針2については、生物多様性地域戦略部会で審議を行っていますので、地球温暖化対策部会の委員からご意見がありましたら、いただきたいと思います。

委員、どうでしょうか。

【委員】

とてもよくまとめられているなと思いました。私も知らないことがあって勉強になりました。一つだけですが、写真や挿し絵がもう少しあるといいのではないかという気がいたしました。

【会長】

写真や挿し絵はこれから入れるということですか。

【事務局】

現在、特に施策の展開のところで、地球温暖化対策計画等と比べると少し寂しい状態になっておりますので、作り込みをしているところでございます。作成してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【会長】

委員は何かありますか。

【委員】

重点プロジェクトの内容についてです。前向きにとてもいいかたちでまとまっていると思います。

【会長】

委員、何かありますか。

【委員】

別にありません。

【会長】

ほかにご意見のある方、いらっしゃいますか。

委員、どうぞ。簡潔にお願いいたします。

【委員】

先ほど環境学習について資料をお見せしましたが、これを本審議会でそのまま検討して結論を出してくれとは言いませんが、具体的に環境学習をやるための施策の方法の一つとして、ぜひとも本審議会でも検討調整会でも各小学校でも検討していただいて、広げると駄目になりますので、とりあえずまず小学校3年生だけで始めませんか。それで、先生が今、不得意なところから始める。小学校も全22校ではなく、実施できる10校から始めませんか。私どもは既に2校だけは実施していますから、我々がお手伝いできることはお手伝いしますし、できないことは自分たちで考えていただく。

ただ、市全体の話ですから、環境政策課というか環境保全活動センター主催で、先ほどお話ししたように最終的には100人ぐらいのメンバーが欲しいので、実施について検討するというのを、先ほど会長から、どこかまとめた章立てができないかというお話がありましたが、その中の一つとして入れていただけるといいのかと思います。たぶん1年や2年でできる話ではなくて、下手をすれば5年、10年、この年度期間中ずっとかかるぐらいのかなり大きな話になりますから、ぜひともよろしくお願いいたします。

【会長】

環境学習はそのような考えで進めていくと思いますが、事務局から環境教育について何かありますか。

【事務局】

先ほど検討調整会でというお話もございましたので、具体的な内容につきましては検討調整会でよく検討させていただいて、それをこの計画に反映できるかどうかというところで再度検討できればと思います。よろしくお願いします。

【会長】

そのほかに何かありますか。

【委員】

54ページの補正はしてもらえますか。真ん中辺に「サントリー武蔵野ビール工場による『天然水の森』活動」とありますが、これはサントリーさんが全国で実施しているもので府中市において実施しているものではありません。こういうものを取り上げたらどこでも皆やらなくてはなりませんから、府中市で実施している活動に限定しませんか。

また、左側に東芝さんとNECさんの話もありますが、実際には東京都の浅間山自然公園で行われているもので、府中の浅間山公園ではありません。また実際には委員の浅間山自然保護会が実施しているもので、委員は名前を出さなくてもいいとおっしゃいますが、こういうものこそきちんと名前を出すべきだと思います。

しかも「協働」と書いています。この字を使っているのはたぶん意図的だと思いますが、文字どおり東京都も含めて「市民協働」で行われている事例だとすれば、写真のキャプションとしてはいいけれども、これはふさわしくないと思います。

【会長】

この部分のキャプションについてはいかがですか。

【事務局】

ご指摘に関しては参考にさせていただいて対応したいと思います。

【会長】

そのほかにありますか。

委員、どうぞ。

【委員】

豊かな知見と経験でうまくまとまっていると思っています。特に意見ではありませんが、基本方針2の最初の「1.府中市生物多様性地域戦略部会としての位置づけ」は大幅に省略されてというか、ほとんどなくなっています。5月のものはもっと丁寧に書いてあったと思います。位置づけと背景はもう少しきちんとしたほうがいいのではないかと思います。

また、府中市地球温暖化対策推進計画と、生物多様性地域戦略というものが、私は不勉強でよく分からないので、そこに「位置づける」と言われても、さっぱり分かりません。そういったことも含めて、頭のところは重要ですので、両方きちんとしたほうがいいように思いました。何とか法に基づいて、何とかに位置づけると言われてもさっぱり分かりません。

【会長】

背景のようなものがないということですか。

【委員】

5月の案では3ページぐらい書いてあったところが2行になっていることが気になって、この書き方ではさっぱり分からないと思いました。タイプは違いますが、基本方針1も基本方針2も大変さっぱりしているなと思いました。

【会長】

基本方針1と基本方針2の初めのほうですね。事務局はいかがですか。

【委員】

理由がよく分からないのです。感想です。

【事務局】

1番と2番については府中市に限ったことではないので、より簡素な表現でいいのではないかというご意見を踏まえて、このような表現に変えさせていただいたと理解しております。

【委員】

それはそれでいいのですが、何とか対策とか推進何とかというのは何ですか。

【事務局】

それは法的な位置づけといったところで表現させていただいています。分かりにくいところがあるかと思いますが、具体的な市の状況や対策、方針のところのほうを手厚くさせていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

【会長】

委員、大丈夫ですか。

【委員】

個人的には納得していませんが、まあそういう考えであれば私がとやかく言うことではない。皆さんがよろしければ。私はよく分かりません。簡素化はいいとしても内容が分からない。

【会長】

この背景にあるような文は変えられない部分ですか。

【事務局】

先ほどの位置づけに関しては、資料編の128ページに幾つか移設させていただいて、そちらに詳しい経緯を載せている部分がございます。基本方針の部分の情報量が多くてだいぶボリュームになってしまったので、資料編に移す作業をさせていただいて

おります。こちらを併せてご覧いただくと、よくご理解いただけるかと思います。

ちなみに、今は資料編に詳しい情報があるというご案内が本編にありませんので、今後お伝えしていこうと思っております。今後作業してまいります。

【会長】

委員、どうぞ。

【委員】

42ページの「種の多様性」のところに、「地球上には3000万種、日本だけでも9万種を超える生き物が存在すると推定されています」と書いてありますが、9万種は実際に認識されている数であって、3000万種は実際には（認識されていません）。地球全体は200万種程度だといわれているようです。実際に認識されているものと実際には認識されていないものを平気で並べるというのは、素人が書いているということです。通常、我々は種の数には200万種と言っているのに、急に3000万と出てくると、これは何だと思うわけです。

先ほど事務局から、生態系に関しては干潟、サンゴ礁等があるということでしたが、府中市にはそんなものはないので、少しでもスペースがあったら一行でも府中らしい表現をして、府中固有の自然を見て分かるようにしてほしい。スーパーに行かなければ買えないアサリについてコメントを入れられても困る。日本全体、世界全体の問題かもしれませんが、これは最終的には府中市の環境基本計画を作るための一部なので、表現をするときにはできるだけ府中のものをそのまま出すようなかたちにしていただきたい。あとからしていただいた説明は紙になったときには何も残りません。ここまでは日本全体でここからは府中市です、といったことは分かりませんので、統一して分かりやすく書いていただければと思います。

【会長】

できる範囲の対応をしていただければと思います。

委員、お願いいたします。

【委員】

2つあります。サントリーの「天然水の森」のパンフレットには、武蔵野工場の中の水と富士山の伏流水を使っていると。湧き水が下から出ているからそれを使っているというふうになっていますが、これは違うのですか。

【委員】

「天然水の森」という表現を使って、全国21の森の育成、涵養をやっています、という言い方です。

【委員】

武蔵野工場の中にも「天然水の森」はあるのですか。

【委員】

ここに森はありません。天然水は間違いなく使っています。

【委員】

富士山の伏流水を使っていると書いてあります。ここで出ているわけではないのですか。

【委員】

間違いなく富士山かもしれないし、丹沢かもしれないし、様々な言い方がありますが、それは水であって「天然水の森」ではありません。「天然水の森」は固有名詞で、サントリーさんが使っている彼らの事業名です。

【会長】

話が少しずれてしまっているので、戻したいと思います。

【委員】

先ほど府中の場合は地下水がうまく利用できないかもしれないというお話がありましたので、関連して質問しました。サントリーは伏流水を使っているとうたっているのです。

【委員】

以前、サントリーさんから直接伺ったときには、千数百メートルの深さの地下水を汲み上げていて、それは主に南、西のほう。当時は丹沢、さらに富士山のほうから流れてきているものです、という説明を彼らのセールスポイントとして出していました。それは別に間違いではないと思います。そのことを言っているのではなくて、「天然水の森」と「天然水の森活動」は違います。

【委員】

この工場の中に地下水があるということではないのですか。

【委員】

地下水はあります。何十本も井戸を掘っています。

【事務局】

議題からだいぶずれているかと思いますが、あとでご説明させていただきます。

【会長】

よろしくお願いします。

【委員】

もう一つは、４８ページの西府町の湧水と４９ページの日新町の水田、府中西高校西側の用水で蛭の復元はできないものか伺いたいと思います。蛭を復元できる環境を整えられる可能性があれば、プロジェクトを作ってもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

【事務局】

恐れ入りますが、次回の生物多様性地域戦略部会でご議論をさせていただけたらと思います。本日はほかの部会の皆様からご意見をいただけたらと思いますので、ぜひ生物多様性地域戦略部会のときをお願いします。

【委員】

もしよかったら一つだけ、いいですか。

【事務局】

委員にはこちらからご説明させていただきますので、答えなくて結構です。

【会長】

次に進みたいと思います。議論のポイントの（２）「第６章 計画の推進について」議論を行いたいと思います。事務局より説明をお願いします。

（資料４を説明）

【会長】

事務局から、「第６章 計画の推進について」説明がありました。皆様からご意見をいただければと思いますので、お願いします。

委員。

【委員】

今回新しくできた計画案の１１５ページでは環境保全活動センターが真ん中に入っていますが、我々に配られた計画案では、環境保全活動センターは環境政策課の下の方に入っていました。２００３年の第１回の基本計画の中では、市民と事業者と行政の真ん中で主体的に調整をするのが環境保全活動センターの役割であるということで書かれていますが、結局環境保全活動センターできたのは７年後の２０１１年で、北庁舎の中の２０㎡ぐらいの小さいものでした。

ちょうど１０年経って今度はそれがなくなるのですね。この前、新庁舎の建設担当の部長が、新庁舎に配置する計画はございません。今回お示ししました部署配置の中にも入っていません、と公言していました。最初に２０㎡をつくったときには、「ここはあくまでもスタートであって、これからもっといいところに移れるように審議会にご報告したいと思います」という答弁でありながら、結局それがなくなって、そのままになっ

て、１５年経って今度は新庁舎を造る機会にどこかに移るのだろうと思ったら、逆に完全になります。

そうすると、ずっと三位一体でやります、やりますと言っていて、第２次の環境基本計画でも市長が「環境保全活動センターを中心にして環境保全をやります」と宣言しているが、実は環境保全活動センターがなくなってしまう。私はそんな答申案にはとても納得がいかないで、審議会を降りることも考えましたが、今回また少し計画案に載ってきています。実際に環境保全活動センターをつくるといっても、人も金もものもないので、確かに大変なのです。ただ将来的にどこかにまたつくるといことで、このかたちだけは残しておいてもらいたいと思います。

それから、第２次の環境基本計画ではこの環境審議会はどのようなメンバーで構成するとか、また環境保全活動センターはこういう仕事をするとか、もう一つ府中市環境マネジメントシステム推進本部というものが載っていましたが、これらが全部削除されています。三位一体と言いながら、実際は行政の人だけで行われているような格好にどんどんなっています。実施するのは大変だと思いますが、潰さないで、ぜひ実現に向けてここへ載せていただきたいと思います。行政の上でベタッとくっついているのが気になります。ちゃんと三位一体で実施してほしいと思います。

【会長】

ほかにご意見はありますか。

委員、お願いします。

【委員】

私も副会長のご感想と全く同じです。前計画の振り返りで、環境保全活動センターの認知度がまだまだ上がっていないことが書いてあるにもかかわらず、この組織図の運営体制は前計画よりも後退していると思います。もっと言うと、この基本方針５がある意味がなくなるのではないかと思います。行政の中に環境保全活動センターがあって、三者協働を行政だけで受け止めるという意味なのか、まったく分かりません。協働の理念も後退するだろうと思います。次に行く前に、なぜこういうことになったのか理由を知りたいと思いますので、教えていただければと思います。

【会長】

私は委員の作成した文章を拝見しましたが、環境保全活動センターは鳴り物入りで出てきたのに、今は空間的にも金銭的にも運営ができない状況になっているということですが、いかがですか。

【事務局】

環境保全活動センターとして、市民、事業者、行政の協働の場としての活動というのは、府中かんきょう塾ですとか、その他の活動でも行っているところでございます。しなしながら、センターという場所はなかなか活用できていなかったという課題がございます。今後、そういった場所が本当に必要なかどうかということも含めまして、三者

共創協働の活動は続けていきたい。そういったところで、現在位置づけとしましては、行政の市の規則で設置しているものですから、行政のところにくっついているかたちで表現させていただきましたが、あくまでも市民や事業者との共創協働の場であるという認識はございますので、場所はなくなりますが活動は残るといったところで、これからは三者協働の推進は進めていきたいと考えております。

【会長】

委員、よろしいでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】

私は前回、場所があったほうがいいということを申し上げて、理由も述べました。市議会でも議論されているようで、やはり市民の方がふらっと立ち寄って、市民の方のひと言がヒントになったり、三者が常に集うことによって様々なヒントが出てきて実行されることになるといったことはあると思います。ですから場は必要だと思います。

また、これまでの議論で問題になっていたのは、マンパワーが足りないということなので、非常勤の方でもいいので職員を配置したほうがいいのではないかと意見も、たしか委員からあったと思います。そうしたことを今後、少なくとも検討するということにして、その理念が残るのであれば体制図は元のものに戻していいのではないかと私は考えますし、そうでなければ内容が後退する計画に私は賛成できないと思っています。引き続き理念としては残して、場所がなくなるから市の中に入れるというのは、少しおかしいのではないかと思いますので、ここは再検討を強く求めたいと思います。

【会長】

事務局、今の意見に対してどうですか。

【事務局】

機能ということでご理解いただくのであれば、元のかたちに戻すこともできるかと思っています。ふらっと寄れる場所といいますけれども、そういう場を求めているのかどうか。「場」というのが実際の場所なのかどうかといったところも含めて、新たな世代を巻き込むには様々な可能性を検討しなければいけないと思っています。実際に、その場を設けてもなかなか立ち寄る方がいなかったということがございますので、そういうことも含めて考えていきたいとは思っているところでございます。

【会長】

よろしいでしょうか。少し急ぎます。

続いて、議論のポイント（３）「環境行動指針について」議論を行いたいと思います。事務局より説明をお願いします。

（資料５を説明）

【会長】

事務局から環境行動指針について説明がありました。皆さんからご意見をいただきましたと思います。

まず、少し当てたいと思います。今いる方で意見や質問はありますか。イラストはまだあまり入っていませんが、分かりやすいものを入れるということです。

【委員】

2つあります。1つは、この環境行動指針は建て前としてはいいことだと思います。ただ、この環境行動指針をいったい何枚刷るのか。または、インターネットその他でどのくらいPRするのか。何らかのついでで全世帯配布のようなことを考えているのか、せいぜい千部くらい刷ればいいのか、ということを知りたいと思います。

もう一つは、行動指針の項目が本編のどこに紐付いているのか具体的に明確にしてほしいと思います。最終的な行動指針の中にあるかどうかは別にしても、例えば「再生可能エネルギー由来の電力に切り替えます」とあったら、これは何ページに紐付いているという記述がないと、プラン・ドゥ・チェックがないので、見せただけでは、ああいいことだね、で終わってしまいます。まだこれから作っていくところですので、関連するページ数は記載していただけたらと思います。

【会長】

作成担当の方、事務局は何か意見がありますか。

【事務局】

まず1つ目のご質問の部数につきましては、まだ検討しているところですので、改めてご提示できればと思っております。

2つ目の、本編のどこに記載されているかにつきましては、確かに元の取組と対応するものとなりますので、各取組について本編のどこに記載されているかということは示していきたいと思っております。

【委員】

行動指針というのは、これまで話題になっていた概要版という位置づけですか。

【事務局】

行動指針は概要版とは別のものです。概要版は計画全体の内容を見やすく分かりやすくしたものを別で作る予定になっております。

【委員】

分かりました。今まであった行動指針と内容が全然違うように思います。基本方針1から5までが書いてあるだけで、以前の行動指針とは内容が全く違うので質問しました。行動指針と概要版はどういうふうに位置づけが違ってくるのか、私は混乱していま

す。

【事務局】

行動指針は、府中市環境基本条例第8条に基づいて、基本計画に即した環境に配慮すべき具体的な行動について定めるものという位置づけです。市民一人ひとりの行動変容を促す具体的な内容をピックアップして載せるものになります。

【委員】

環境に配慮すべき具体的な行動については、実践的にどうのこうのと基本計画本編にも書いてあるのですか。位置づけは変わっていないということですか。

【事務局】

位置づけは変わりありませんが、より具体的なアクションにつなげやすいように、文字の箇条書きというよりは、主な行動で整理させていただいております。

【会長】

委員どうぞ。手短にお願いします。

【委員】

今、委員が持っていらっしゃるのは古いもの（行動指針）ですね。それも生きていますが、やはり第2次環境基本計画を見ていただくと1年違うのです。作っている時期が違って、しかも第2次の本編的なものは2月か3月頃によろしくできました。そのあとで目標設定について話し合っ、その後追加で行動指針を作っているの、ある意味では、一般市民から見るとこちらのほうが望ましいかたちだと思います。行動指針は10年前にも作りましたが、それはあくまで目標のプラン・ドゥ・チェックをやるためのリストがないので、そのために要るので作っているだけです。その前後のやり取りも横で見えていたが、今から見ると確におかしいと言えはおかしいです。

【会長】

委員が答えを言うのは、ここではあまりよくないですね。

【委員】

その頃の人誰もいないので、（事務局は）知らないと思います。

【会長】

分かりました。委員、お願いします。

【委員】

今拝見しましたが、各項目とも「市民ができるアクション」と「事業者ができるアクション」だけです。これまで議論した計画では、市民団体や大学研究機関等様々な主体

があったと思いますが、また市民と事業者だけに戻っている印象があります。市の取組を入れるのは少し違うのではないかと思います。簡略化すべき場所なので、どこまで入れるか悩みどころだと思いますが、ほかの細々とした主体が消えていっていると感じました。

【会長】

事業者についてはよく出ています。市民ができるものも出ています。三者については出ていると思いますが、委員、どの点が不足でしょうか。

【委員】

市民団体や大学、研究機関、学校もありますが、表現されていないと思いました。

【会長】

もっと多様な主体がいるわけですね。事務局、それについて予定はあるのでしょうか。

【事務局】

確かに現段階では市民と事業者のみとなっておりますが、全体を通しまして、おっしゃるとおり大学その他の取組があると思います。内容によって必要なところは取り入れるようなかたちで進めてまいりたいと思いますので、全体を確認したうえで、市民と事業者以外にも働き掛けていくような取組を具体的に検討していきたいと思います。

【会長】

委員、よろしいでしょうか。

【委員】

はい、よろしくお願いいたします。

【会長】

最後に、今まで議論されていないポイントについて議論したいと思います。
まず、事務局から説明をお願いします。

(資料4を説明)

【会長】

事務局から説明がありました。委員の皆様からご意見はありますか。

【委員】

第2次のときには委員の名前が載っていました。今回は載せないのですか。

【事務局】

今は内容についてお願いします。

【会長】

資料４の１ページから１４ページについて、何かご意見はありますでしょうか。
委員。

【委員】

既にメールその他でお送りしていますが、まず７ページ「４.５ 土地利用」については修正していただいて、ありがとうございます。

また、７ページ「４.４ 人口・世帯数」の確認です。まだ全部は精査していませんが、以前、国勢調査の数字のほうがいいのではないか、という話が出ていました。あるいは、国勢調査の数字を住民基本台帳の変動数で調整するやり方もあります。実際に、ごみ減量推進課（現・資源循環推進課）はごみの１人当たりの目標値を、当初は１０月１日でしたが、管理がしにくいということで４月１日付に変えています。そういうことを考えると、府中市の人口を記載するときに本当に１月１日現在でいいのか。今、府中市は年度の人口等は全部１月１日現在のものを使っていますから、特別なことがなければ１月１日現在の人口が望ましいと思いますのでこれでいいと思いますが、本当に大丈夫ですね。

もう一つは、同じようなかたちで、８ページ「４.６ 産業」の図１－８の出典は国勢調査で、図１－９の出典は経済センサスです。訳が分からなくなるので出典は一つにしたほうがいいではありませんか。

例えば、一番分かりやすく言うと、８ページ「図１－８ 産業別就業者数の推移」で、２０１５年度に農業（第一次産業）に携わっているのは７７０人になっていますが、下の産業大分類は事業所の数だけなので、足してもまったく７７０という数字にはなりません。いったい何か言いたいのか分かりません。私はグラフにしていますが、調査ごとに全部数字が変わってきてしまうので、数字が完全に整合しないのです。数字の出典はなるべく同じものを使ったほうがいいと思います。

【会長】

出典の話ですか。数字をどこから持ってきたかということですか。

【委員】

持ってきたものが同じでも、何百人も違うとなぜ違うのかという話が必ず出てくる。

【会長】

出典が違うからですか。

【委員】

出典が違うからと、基準が違うからと、その両方です。例えば、７７０人のほうは兼

業農家も含みますが、産業大分類の農業・林業は事業所のみで12になっています。これは専業農家の数プラスたぶんJAさんです。農業振興計画では11世帯になっていますから、そこもまた違います。とにかく、こういったところで違う理由を細かく説明したくないですね。さらっと見てもらって、そういうことなのですねと理解してもらえる資料であるべきです。ことさら違う数字を並べられると違和感がありますので、さらっと読めるようなかたちにしてもらえませんかという話です。

もう一つは、全体の話になりますが、地球温暖化対策部会のときの資料に「区」や「区民」と記載されていたので、部会長に指摘していただいたのですが、翌日の生物多様性地域戦略部会でも全く同じ資料を出してきました。そのときには誰も気がつかなくて終わっているのです。資料の記載を間違えたときは直しを入れさせるということをきちんとしないと、いくら直してもどうしようもありません。しかも、私はチェックするだけの能力がありませんと言っているようなものです。「区」や「区民」になっているものを「市」や「市民」に直すのは当然の話ですが、そのときも結局直したのはそこだけです。前後の文章はどこかの区に出した資料をそのまま使っている可能性がある。仕事をやるときはもう少しまじめにやってください。給料をもらって、またはコンサル料をもらって仕事をしているのだから、全体としてこれまであまりにも市民に対して失敬な計画になっているとしか思えない。このままで、いいものができましたと市民の皆さんに言えるのですか。

また、116ページにPDCAサイクルが載っています。PDCAサイクルは経営学でもどこでも使いますが、この図のように左回りで作ったものは見たことがない。通常は時計回りで作るのです。左回りで作るというのは、今まで一回もPDCAサイクルの図を作ったことのない人間が作ったとしか思えない。要は素人が作っているのです。そういう断定をされても反論ができないレベルの仕事です。同様のものが多いです。

【会長】

様々なお叱りの言葉がありますが、事務局どうぞ。

【事務局】

ご指摘ありがとうございます。文章につきましては、よく校正等をさせていただきたいと思います。

【会長】

ほかには何かありますか。

委員、どうぞ。

【委員】

精査中ということですが、9ページの「図1-10 幹線交通網」は今直しているのかもしれませんが、前の絵と変わっているのが気になっています。

また、12ページ「1. 環境像」は箇条書きのほうが分かりやすいという意見があったように思いますが、これも直し中かもしれません。

あとは、今までにない話ですが、今まで実施したアンケートやワークショップで見えてきた市民の意識や認識を含めて見直したという記述は要らないのでしょうか。

確認ですが、目次を見ただけでは全く中身が見えません。特に、第4章は重要だと思いますので、第4章だけはもう一つブレイクダウンした項目を入れる等の工夫が必要なのではないかと思いました。章の前に中表紙を入れて、その章が分かるようにイラストを付けた目次を入れている計画書も多々あります。章の前の中表紙に目次を書く等の工夫をしたほうがいいと思います。皆さん豊富な知識がおりますが、豊富な知識があることを前提にしていると、私のような素人目には不親切に思えます。いかがでしょうか。

【会長】

ご意見が出たと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

アンケートやワークショップの結果につきましては、本審議会でアンケート結果にページを割くのはいかななものかというご意見がありましたので、今回は省略させていただきました。

【委員】

内容ではなく、そういったことをやってきたプロセスがあります、ということ...

....

【事務局】

ですので、そういった経過を経ていることが分かるようなものを書き加えるように検討してみたいと思います。

目次につきましても、目次なのでどこに何が書かれているかといったところで、より関心が高まるようなページの割り振り、目次の見出しを検討したいと思います。

【委員】

ページが6枚ぐらい増えるかもしれませんが、中表紙をつけるといいと思います。

【委員】

環境保全活動センターについてはこれから検討していくことになると思いますが、考え方として、今いただいている資料の39ページに「打ち水の様子」という写真があります。103ページにも「環境保全活動サポーター活動の写真」として、打ち水の写真があります。環境保全活動センターが同じことをやっているのですが、年度が違っていて、103ページの写真は去年か一昨年にここで行ったとき写真で、39ページの打ち水のほうは4、5年前のものです。4、5年前には東京ガスさんをお願いして三百万円もらいましたから、このように（盛大に）実施できたのですが、同じ催しの写真を年度違いで出すと、これはいったい何なのだろうと思われるのではないのでしょうか。け

やき並木通りのほうでも2年ぐらい前に1回水をまいたかな。私は毎年この催しにお付き合いし続けていますが、もう少しキャプションを変えるなり、時系列の写真も含めて工夫しないのですか。活動がうまくできていることを市民に見せることが本来の目的だとすれば、活動がうまくいっている写真を集めて並べるようにしなければならない。私から見ると、この2枚の写真を対比させると昔より貧弱になってしまったようにしか見えない。事実はそのだとしても、そう見せたいわけではないだろうと思いますので、お願いします。

【会長】

ほかにありますか。

【委員】

写真の話が出ましたが、54ページの「東芝府中事業所・NEC府中事業所と共同の府中市浅間山公園での保全活動」の写真のキャプションには、東芝さんとNECさんの固有名詞が出ています。この活動はコロナになってから3年間やっておりません。また、これからも続けて実施できるかどうか分かりませんので、固有名詞を出していいのかどうか疑問です。もし差し支えがあれば、写真を取り替えてはいかがかと思います。

【会長】

今のご意見はいかがでしょうか。

【事務局】

写真につきましては、先ほど委員からさまざまな意見をいただいております。写真やイラストについては全体的に精査したいと思います。

【会長】

ありがとうございました。

本日の議題については以上となります。

次に「4 その他」ですが、事務局から何かありますか。

【事務局】

次回の審議会日程ですが、本会は9月中の開催を予定しております。

続いて、次回の各部会の日程ですが、地球温暖化対策部会は8月29日月曜日午後6時から開催いたします。また、生物多様性地域戦略部会は8月31日水曜日午後6時から開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、ご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。また、会場等詳細につきましては、追って開催通知を送付させていただきますので、そちらをご確認いただければと存じます。

【会長】

委員の皆様から、以上の点で何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【委員】

6時開催というのは何か理由があるのですか。

【委員】

すみません、チャットのほうに委員から意見が来ております。

【会長】

見ていただけますか。

【事務局】

委員から、全体を通して専門用語が多数あるかと思いますので、用語説明を最後に結構ですので追加してほしいという要望がありました。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、これで本日の審議会は終了いたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

終了